

平成22年3月10日

淡路市長 門 康 彦 様

淡路市行政改革等審議会
会 長 来 田 進



淡路市の行財政改革について（提言）

平成21年度の淡路市行財政改革の推進状況について、行政改革推進本部から状況報告を求め内容をまとめたので、淡路市行政改革等審議会条例第2条第3号に基づき、下記のとおり提言します。

記

市制発足5年目を迎えた淡路市は、先に公表された自治体の財政状況を示す平成20年度決算における「実質公債費比率」は、3カ年平均の数値で23.5%と依然厳しい状況下にあります。

加えて国が制定した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政の悪化状況を見極めるため、実質公債費比率を含む4つの健全化判断指数を導入して自治体の財政状況を全面的に把握することとしており、本市では健全化判断指数の1つである「将来負担比率」が早期健全化基準値の350.0%を下回る319.8%というものの、財政再建が緊急の課題であると考えられます。

また、新政権下における交付税、補助制度等の制度改正の動きによっては、財政再建団体への転落の可能性も視野に入れながら、徹底した歳出削減と自主財源の確保に努める必要があると考えられます。

これまで、職員による行財政改革への取り組みが行われてきましたが、深刻化した財政の改善に向け、最大限の努力をしながら、質を高める意味での縮合施策として、身の丈に合った「魅力ある美しい淡路市づくり」に、全力で取り組んでいただくため、次のとおり提言します。

I 平成21年度淡路市の行財政改革の提言について

平成21年度は、4回におよぶ淡路市行政改革等審議会を開催し、これまでの提言、平成21年度主要事業、淡路市新行財政改革推進方策等について、各部局での取り組みや進捗状況の報告を受け、各委員からの意見を取りまとめ、以下について更なる取り組みを求めるものです。

1 市税・使用料・保険料・貸付事業の滞納整理の徹底について

財政状況の根幹をなす市税はもちろんのこと使用料収入については、財源の確保と負担の公平性の観点からも、厳正に対応することが必要である。

本審議会においては、毎年度、市税等の滞納整理の徹底について、特に審

議している案件であり、徴収体制の強化を図っているものの依然として県下市町と比較しても収納率が低く、平成20年度、県下の市においての市税の徴収率は最下位となっている状況である。

本年度からは、税務課に収納推進室を設置、又、県整理回収チームの応援を受け、滞納整理、滞納処分のスキルアップを図り、税の徴収を行いながら債権管理係を中心に、債権管理計画の企画、調査をし、全庁の適正な債権管理と的確な債権回収対策の実施に努めているようであるが、より一層の市財政の健全化と市民の信頼に応える、公正で公平な市政運営のもっとも基本である滞納整理についてより一層の推進を図る必要がある。

2 借地単価のあり方と借地料の減額について

本審議会において、借地単価の見直しについてあり方を検討し、借地料の減額について提言をしてきたところであるが、現在、まだ方針の決定がなされていないようである。

特に審議している重要な案件であり、担当課では検討がなされているようであるが、早急に市としての統一した方針を作成し、今後、地権者との協議が必要となるが、単価設定の統一のもと借地料の減額を図っていくよう努めていただきたい。

3 下水道加入の促進について

下水道事業の安定した経営を継続するため、使用料について、平均11.8%増の改正がなされようとしているなかで、下水道事業への加入促進を図るため、平成22・23年度に排水設備工事費の一部を補助する接続促進補助制度の創設をしようとしている。

本市における下水道加入の促進については、下水道普及課を中心に積極的に推進しているところであるが、平成20年度末の加入率は63.8%と少しは改善されているもののまだまだ低迷しており、今後の大きな課題といえる。

今後、この2カ年を加入促進期間として、高齢者世帯に対しても十分に理解を求め、より一層の加入推進に努められたい。

4 小中学校・保育所適正規模について

保育所適正規模については、「淡路市保育所適正規模推進計画」に基づき、平成28年度を目標年度として取り組みが進められ、6園が休園となり、現在、推進計画に基づき、保護者や地域の皆さんに対して十分な説明が行われているが、今後、統合された保育所の運営については、「公設民営」を検討し、保護者の皆さんが安心して預けられる保育環境の整備と充実した質の高い保育所運営に取り組んでいただきたい。

一方、小中学校適正規模については、「淡路市小中学校適正規模推進計画」に基づき、市立小学校適正配置等推進計画では、平成28年度を目標として計画がなされ、平成17年度24校から平成22年度には19校になる予定であるが、急激な少子化が進む中で、多くの学校で集団の活力低下が進むことが懸念されている。

引き続き、施設の跡地利用を含めた検討と保護者や地域の皆さんの理解を

得ながら、集団の活力が回復できる人数になるよう学校を再編し、子供たちにより良い教育環境を提供することを目指して努められたい。

5 本庁集約による出張所のあり方について

平成22年4月から総合事務所が出張所に移行されるが、災害時など防災面での対応に、特に大規模災害が発生した時には全職員であらゆる手段を講じて地域が一体となって、対処できる職員配備、関係機関との緊密な連携等による市民に安全・安心なシステムを構築していただきたい。

6 高速バス停駐車場の整備等について

市は一昨年度から、「駐車場有料化検討委員会」を設置し関係者への有料化について説明等を行い有料を推進しているが、有料にすることで、市が推進する施策の「定住促進事業」とは矛盾することも考えられるので、市民への優遇施策等について考え方を十分整理しておく必要がある。

市内の駐車場は借地が大半で、市としては地権者に対して借地料を支払っている実情にかんがみ、また、同じ市内の駐車場で既に有料化している駐車場と無料の駐車場が存在することは、市民に不公平感を与えるので、有料化については、市民への理解を求めながら推進するよう努めていただきたい。

7 企業誘致について

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（企業立地促進法）に基づく本市の基本計画は、市としては、地場産業や地域の特性を活かした企業誘致に取り組んでおり、平成20年度においては、3社の立地が決定し、1社の既存工場の拡張が行われ、平成21年度においては3社の立地予定であると聞いている。現在、重点的に企業誘致を進めている津名臨海、市有地への立地に向けて、企業庁・ひょうご神戸サポートセンター・近畿企業立地支援センターと連携、また、淡路市にゆかりのある企業を訪問するため、淡路市ふるさとサポーター制度の創設など積極的に企業誘致に取り組んでいると聞いている。

企業誘致を行うことは、雇用の創出や税収増にも大いに繋がることから、阪神圏へ1時間以内で行ける立地条件と「企業立地奨励制度」をPRしながら、新たな企業立地による技術革新と地場産業として根ざしている既存の蓄積技術との融合による産業集積を目指していただきたい。

市の基本計画の目標では、平成24年度末までに企業立地件数を15件と定めていることから、1件でも多くの企業誘致を成功させるよう島内外の多くの企業へ積極的な呼びかけを継続的に行っていただきたい。

8 公共施設のあり方（公共施設の見直し）について

本市は、旧5町から継承した施設の中で、重複する施設が多数あり、それぞれの施設の利用状況、維持管理コスト及び老朽度合いを勘案し、施設のあり方を検討されているが、本市としての適正規模を把握して、市民ニーズと利便性等を考慮しながら、再編、整理、統合、廃止の見直しを推進していただきたい。

また、指定管理をしている公共施設については、指定期間が満了となる時

点までに、効果の検証を行い次年度以降の施設管理について検討されたい。

9 市立集会所等のあり方について

集会所については、大半の利用を町内会等が行っている現状を踏まえ、方向性としては、「現状による無償譲渡」が望ましいと提言をしているが、新方策に基づき平成22年度中に市としてのあり方の指針を作成されたい。

また、公共施設を閉鎖（廃止）後は、早急に取り壊しを行い、用地の売却等の検討を進めることが望ましいが、厳しい財政事情であり、現状では取り壊しが困難であることは十分に理解できるが、防犯上の問題もあることから、財源の確保等可能な範囲内の施設の取り壊しも検討いただきたい。

10 図書館・ホール・公民館のあり方について

図書館・ホール・公民館のあり方については、一昨年7月から「淡路市社会教育施設再編検討委員会」で検討され、特に図書館については、最終目標を1館4室体制とすることとされ、当分の間は、2館3室体制とされた。

また、パソコン及び携帯電話で図書の検索、予約が可能となるシステムの構築がなされると説明を受けている。

今後、有望な人材を本市から創出するために、子供の頃から図書に触れられるように絵本などは自由に見ることができる環境は残すべきであると考える。

11 淡路市新行財政改革推進方策の推進について

本市の危機的な財政状況を回避することを目的に策定された「淡路市新行財政改革推進方策」の財政運営の基本方針に基づき、156項目、219億円の効果を堅持できるよう行政改革推進部が中心となり推進され、財政再建団体への転落を回避するよう努めていただきたい。

II 第2次淡路市行政改革大綱の策定について

新政権下においては、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとの方針が出された中、平成18年5月に策定した、淡路市行政改革大綱の期間を平成26年度までの5年間延長し、財政の健全化を推進するため、「さらなる改革」に取り組む期間と位置づけされた、第2次淡路市行政改革大綱について、新政権下での制度改正、社会・経済情勢の変化などの本質を見極めながら、変化への対応を図り、財政運営状況及び計画の進捗を検証し、「淡路市新行財政改革推進方策」の積極的な推進を図り、財政健全化法に規定する4指標の適正化を図り、財政の健全化に取り組んでいただきたい。

また、市民への説明を十分に行い行政改革大綱等に基づき策定された、淡路市新行財政推進方策の成果についてホームページや広報紙を通じて市民等に公表していただきたい。

★ 淡路市行政改革等審議会 記録

- 第1回 審議会開催
平成21年6月1日（月） 【場所】 市役所 2階 大会議室2.3

協議事項
（1）スケジュールについて
（2）「平成20年度淡路市の行財政改革についての提言」に対する取り組みについて
（3）淡路市行政改革大綱の見直しについて

- 第2回 審議会開催
平成21年8月25日（火） 【場所】 市役所 3階 第1・2委員会室

協議事項
（1）平成21年度淡路市の行財政改革の提言に向けて
（2）淡路市行政改革大綱の見直しについて

- 第3回 審議会開催
平成21年10月28日（水）【場所】 市役所 3階 第1・2委員会室

協議事項
平成21年度淡路市の行財政改革の提言の取りまとめに向けて

- 第4回 審議会開催
平成22年3月10日（水）【場所】 市役所 3階 第1・2委員会室

協議事項
平成21年度淡路市の行財政改革の提言の取りまとめに向けて

- 淡路市の行財政改革について（市長へ提言）
平成22年3月10日（水）【場所】 市役所 3階 第1・2委員会室

淡路市行政改革等審議会 委員名簿

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 会 長 | 来 田 | 進 | 東 浦 |
| 副 会 長 | 三 原 | 芳 明 | 津 名 |
| 委 員 | 木 下 | 智 之 | 津 名 |
| 委 員 | 平 松 | 勤 志 | 岩 屋 |
| 委 員 | 畑 | 美 代 子 | 岩 屋 |
| 委 員 | 溝 上 | 孝 夫 | 北 淡 |
| 委 員 | 倉 本 | 光 夫 | 北 淡 |
| 委 員 | 奥 井 | 尚 征 | 一 官 |
| 委 員 | 元 津 | 八 千 代 | 一 官 |
| 委 員 | 平 岡 | 博 | 東 浦 |